

特集 戦後70年に思うこと

甲斐道太郎先生インタビュー

本誌では前号でお知らせ致したように、戦後70年に思うこと」をテーマに本号と次号で特集を企画します。その二環としまして民法の権威である甲斐道太郎さん（大阪市大名誉教授）に「戦中戦後90年」を語ってもらいました。甲斐さんは中央の「9条の会」に名を連ねられるなど「暮らしを守る」運動の先頭にたっており、山本さんの3人でしたが、お話は山本事務局長がまとめました。



先の会報101号で小嶋さんがお書きになった『荒木寅三郎の頭』と河上博士」に「一枚の写真がっていました。その写真には荒木京都帝大総長、佐々木惣一、河上肇、末

川博、それに法学部の学生であった私の父親も納まっていた。恐らく父親は河上先生らの薫陶を受けていたのでしょう。私も親父が生きている間にこの写真のこともっと聞いておけばよかったと今でも思っています。私は法学部でしたが、卒業は1948年ですから、戦時中「発禁」となっていた河上肇の本も公然と発行されるようになっていました。『賀之物語』『官叙伝』『日記』などを読みました。河上肇について突っ込んで研究したわけではありません。

三高時代

私が旧制高津中学校 1948年から大阪府立高津高等学校 に入學したのは、日中戦争のはじまった翌年1938年(昭和13年)です。私のいた高津中学校は、自由な校風で知られていた学校で、昭和18年に入学した三高は自由の伝統を持った学校でしたから、当時の学内では、軍隊や将校は嫌われていました。しかし、「反戦」というわけではなくて「厭戦」という気分が、兵隊嫌いでした。三高では先生たちもなんとか「自由の校風」を守ろうという気風が多かったように思います。

三高当時、軍事教練もありましたが、下士官から将校になる前の軍人 准尉」と各地の部隊から派遣された将校も来ていました。私が入る3年ほど前に、生徒が将校を殴るという事件も起きていたと聞きました。当然、退学処分になりましたが、家に帰ると母親が「よくやった」と言葉をかけた、という話は三高の歴史の本に書かれています。

当時の様子は、竹内洋さんの書いた「学歴貴族の栄光と挫折」にも書かれています。また私の1年上だった品川正治さんが「手記 反戦への道」で書いていますが、品川さんが三高の生徒総代をしていた1944年2月、軍事教練で「軍人勅諭」をわざと取り違えて高唱した学生がいた事件も起きていたということですが、私たちはまったく気がつきませんでした。

語学の試験がなくて楽でしたが、もっと語学をまじめにやっておればよかったと思っています。井上智勇さんなどは面白いはなしもしてくれました。井上智勇さんもドイツの話などしてくれましたが、試験がありませんでしたので、その同じクラスに後に労働法をやった片岡昇君もいました。

旧制の高等学校は3年制でしたが、我々の時は2年

に短縮され、2年生の時に明石に「勤労動員」で行きましたが、寮では「室長」が選ばれまして、私たちは片岡君が室長でした。授業では第1語学は週10時間あり、第2語学も7時間ありました。第2語学はたいていの人はドイツ語をとりましたが、私は古典・歴史を取りました。

三高の2年目からは工場暮らしで、出生の早い連中から兵役に出て行きました。「海軍予備学生」という制度がありまして、それを受けた学生も沢山いました。同じクラスで、藤沢令夫君や片岡君も受けましたが私は行きませんでした。

私は郷里の大大で徴兵検査を受けようと思っていました。徴兵検査となれば、熊本の五高や鹿児島の高七高とかに友達がいましたので、汽車の切符も買えるので九州を回っての旅をしようと思ったのです。入営の時は、3月13日に京都を出て、途中で叔父の家に泊まって山口県の柳井の兵営に行こうとしていたところ、大阪大空襲がありまして大変でした。

軍隊生活

軍隊では、最初、台湾に赴任せよということでした

が、結局行くことができなくなつて、山口県の柳井に入りましたが、まもなく、召集された年寄りと一緒の部隊になり、熊本・三角の対岸の大矢野島にいました。

当時、陸軍に船舶兵という制度がありまして、上陸用舟艇があり、その乗組員はその運転と、上陸の際には先頭に立つことを要求されるのです。戦死の危険性が大きいので、歩兵などと比べると待遇は悪くなかったです。魚などもよく食べましたが、後から考えると水俣病の心配もあったと思います。空襲は多少はありましたが、機銃で撃たれて怪我をした人もいました。8月15日は大矢野島にいましたが、天皇の放送はよくわからなかったのですが、後で「敗戦だ」ということがわかりました。島の裏山を見て「アメリカ軍が来たら山に逃げよう」と思っていました。やがて部隊は解散となり、住んでいた大阪には空襲がありましたから、祖父母がいた京都に移っていた家族のもとに帰りました。

京大へ

当時の帰還兵は「疥癬」治療ということで、進駐軍からDDTの粉末をかけられ頭が真っ白になりました。

東京は焼野が原でしたから、1945年（昭和20年）4月に入営中に入学したことになつていた東大から、転入学が認められていた京大へ行くことにしました。

その頃の私に最も大きなショックを受けたのは、投獄されていた共産党員の解放でした。彼等が解放されたことがショックだったのではなく、あの戦争中に日本の敗戦を予想し、自分達が解放される日が必ずくることを確信して、あくまで自分達の思想信条を守り通した人達がいたという事実、そしてその確信を支えたものがマルクス主義理論、ことにその社会科学理論であつたという事実がショックでした。

京大に移つてくると、1933年の「滝川事件」で京大を去つた教授たちも、非常勤で京大に來られていました。末川博先生は立命館の総長で、恒藤恭先生は大阪市大の学長でした。滝川事件後に京大に残つた教授たちは評判は良くなかったのですが、戦後、教職追放になつた人もいました。そこに穴埋めする形で若い助教授たちが就任していて、私の先生の磯村哲先生もそうでした。

京大に転学してきましたが、いろんな講義がありました。その中で磯村先生の民法の講義が一番面白かつ

た。末川先生も来ておられましたが講義では脱線も多かったですね。当時の講義は先生がノートを取れといわれた部分をノートに筆記して、その後解説がありました。

滝川先生の「刑法総論」の講義も聴きましたが、法経1番教室に入ってくると煙がもうもうとしていてとても怒られたことを覚えています。私は「刑法総論」の試験が65点でしたが、まだ合格点がもらえただけ「マシヤ」といわれました。1955年6月に起きた滝川総長に対する学生の暴行事件で伊多波重義、三上隆の二人が逮捕されましたが、法学部の3人の教員 田畑茂二郎、平場安治、宮内裕 が公判に出席して学生の弁護をするということで問題になり、結局取りやめになったということもありました。この事件は控訴審で、滝川証人の本件に関する記憶は、被告人両名が本事件の主謀者であるとの先入観に基いて「おり、「同証人の証言と客観的事実との一致については大いに疑問がある」と論断し、三上の傷害行為をも否認した判決となりました。

当時、佐々木惣一先生は定年退職しておられました。が、近衛文麿さんと呼ばれて内大臣府御用掛として帝

国憲法改正作業に当り、高野岩三郎らの憲法研究会案に比べて保守的な憲法草案を作成したこと、近衛の志を引継ぐために貴族院議員として新憲法草案に最後まで異議を唱えたことは、日本国憲法成立史上著名な史実です。

佐々木先生の講義での思い出は「この憲法で私有財産制度を廃止できるだろうか？ できるのではないか」というのが主張でした。佐々木先生の講義は休講が多く、脱線も多かったですね。杉村敏正先生の講義は聞きませんでした。酒の席ではお話をしたこともあり、当時の経済原論は青山秀夫先生がマックス・ウェバーをやらせていました。

法学部の法律学というのは戦前から法解釈学が中心でしたが、正直面白いものではありませんでした。戦後、法社会学という分野が盛んになりまして、東京では川島武宜先生などがいましたが、私は法社会学をやりたくて、京大の磯村先生のところに行きました。1年後に乾昭三君らも来ました。

特別研究生

戦時中、理科系の学生には「徴兵猶予」制度があり

ましたが、文科系にはなくて、特別研究生」制度というのができて、敗戦になっても廃止されないで残っていました。私は、かねてから磯村先生が法社会学の研究に手を染めておられるとお聞きしていましたので、学部演習では磯村ゼミを選び、卒業後幸いにも特別研究生に採用された時には、助教教授だから……と洩られる先生に強いてお願いして指導教授になっていただきました。この師を見出したからこそ、私の学問生活における最大の誇りと今でも思っています。

天野和夫君、富山康吉君、乾昭三君なども特研究生で給費でした。「月給ではない」ということで、特研究生は税金がかからないということでした。東大の宇沢弘文さんも先生に「どちらにするか選べ」といわれて特研究生を選んだということを書いています。助手は教員で毎年給与が上がりますが、特研究生は上がらないので、京大で「金学特研会」というのができて、文学部の直木孝次郎さんなんか中心になって、学生部と交渉して文部省に給費値上げを突き上げたこともあり、京大法学部には、学生から「学内選挙」で直接助手に採用される制度もありました。片岡君は2年で助手に採用となりましたが、私は5年間特研究生でい

ました。法学部の先生は研究テーマについての指導は全くありませんでした。

特研究生が終わる頃に、大阪市の谷旦先生からお誘いもあったのですが、先に話が決まっていた甲南大学に行き、11年いましたが、その後、大阪市大から呼ばれて行くことになりました。25年大阪市大にいました。

法学者として

戦後の法学」という本がありますが、潮見俊隆、渡辺洋三、長谷川正安、乾昭三、天野和夫、片岡昇、富山康吉、宮内裕先生など8人の座談会の記録で、そのころ、大学でどのようなことをしていたかといったことを話し合っています。それと、民主主義科学者協会ですが、末川先生が会長をされていて、法律部会だけは今でも残っています。民科法律部会の50年」という本にも詳しく書かれています。

法律学そのものについていえば、もともと戦前からの法律学の中心を占めてきた法解釈学は、学生にとって興味のもてるものではありませんでした。戦時体制下において、法解釈学的な法律学が権力や体制に奉仕することしかしなかったということが、私が法解釈学

から遠ざかる原因となったわけです。私は、しっかりと科学的根拠にもとづいて権力や体制を批判することのできる科学的な法律学でなければならぬ、と考えていました。私の先生の磯村哲先生も法社会学に興味を持たれていました。

大塚久雄と丸山眞男」 中野敏男著 2001年

という本がありますが、この2人は戦後のオピニオンリーダーとしてぬきんでいた存在でしたが、「戦争中には総力戦を唱えてこんなことを書いていた」というような批判を加えています。当時、大塚久雄さんの論文や本が沢山出ていましたが、私も「近代欧州経済史序説」(1944年)という本を読んでいた。

法社会学の分野では、戒能通孝氏が「一番マルクス主義に近い」と長谷川正安氏が言っていますが、民科法律部会はなんと言つてもマルクス主義が中心でした。法社会学会を川島武宜さんなどが作られ、昭和26、27年ころには、戦前・戦時中は口を閉ざさざるを得なかったマルクス主義関係の人たちが出てきました。川島武宜さんが中央公論などにも書いていましたが、マルクスの言っていることを法律に置き換えたとは思えないような理論でした。

「法社会学論争」がありまして、この頃、法律関係の雑誌も次々と創刊されてきます。戦前の唯物論研究会に所属していたマルクス主義を主張する法社会学者が登場してきましたが、法社会学というのは権力の助けになる学問でしかない」という批判をして論争がありました。その他に、山中康雄先生という方は、京城大学の教授をしていて、帰ってきて九州大学にいて、その後愛知大学にいましたが、この人は資本論を法律的に述べるのが目的である」といったことを追求していました。法律学で使っている「所有権」とか「債権」とかの概念を、「それ自体が弁証法的発展をするのだ」という論争などもあって、遠見の見物で面白かったです。

法社会学というのは、戦後出てきたので、今ではほとんどの大学で法社会学の講座がありますが、当時は大学では講座がなくて、大学では職がありませんでした。

末川先生のこと

2002年10月に河上肇記念会主催の「末川先生生誕110年記念講演会」で「末川博先生の人と学問」と題

してお話をいたしました 会報75号収録。

戦前、大学湯訴訟」という裁判がありました。末川先生のお住まいの近くに大学湯という名のお風呂屋さんがあつて、このお風呂屋さんは家主から風呂屋の建物を借りて、京都大学の近くだから大学湯という名前を付けて、繁盛していたわけです。その貸し手との間に、もし自分が風呂屋を止めるときには大学湯という名前を他の人に売る事が出来るという約束をしていたと、借りた方はそう主張している。ところがその人は風呂屋を止めることになつて建物を元の貸し主に返したわけです。貸主は別の人にその風呂を全部貸して大学湯という名前も使わせて風呂屋の営業をやらせたので、最初の借主が損害賠償を請求して訴訟を起こした裁判です。末川先生はこの訴訟に関心を持たれたようですが、結局この裁判は訴えた側の敗訴となりました。それに先立って、桃中軒雲右衛門事件」という訴訟では、有名な浪曲師であつた雲右衛門の浪花節をレコード化したのが、別の業者が勝手にレコードを複製販売したことに對して損害賠償を求めた事件で、この時大審院は 浪花節は著作權法上の著作權で無ければそれが侵害されたとしても不法行為による損害賠償請求

をすることができない」との決定をしたのですが、この判断は後の「大学湯事件」で変更されます。

大阪市大の谷口知平先生の話によれば、大阪市大では、京大から離れていて、研究会などもないので、末川先生にお願いして「民法法研究会」を作ってもらつたという話です。今でも残っています。関西一円の何処の大学に属していても、民法・商法・民事訴訟法の研究者であれば会員になりました。立命館の末川会館もよく使っていました。不便なので、今でもキャンパスプラザ・京都や立命館朱雀キャンパスもよく使っています。

大阪市大にいた当時、教務部長や評議員などもやりましたが、60年代末には「大学紛争」があり、学内で教授会の会議ができないような状況でした。

水俣訴訟、環境問題、サラ金対策

私が裁判でかわつた水俣病訴訟ですが、最初私は「この裁判は勝てない」と思っていました。ところが東京の清水誠さんとか大阪の沢井裕さんなどの奮闘

で、状況が変わり、次第に確信に変わってきました。被害があるわけですから、それを救済する法理論を組み立てることが求められていたのです。水俣病京都訴訟がありました。これは和歌山さんと一緒の後援会にも入りました。これは和解で解決となりました。

伊丹空港の騒音訴訟にも顔を出せといわれ、西淀川の公害訴訟などにもかかりました。1978年に、全国サラ金問題対策協議会が発足し、その代表をやらされました。その後クレジット被害もでてきて「クレサラ対協」になりました。この中に生活保護など貧困問題、奨学金問題、社会保障全般、借家問題など次々と取り組まれ、関わってきました。こうしたことについては、最近も「消費者法ニュース100号・白書」(2014年7月)にも書きました。

インタビュー記録の文章化にあたって、以下の資料を参照しました。

・「ルクス信仰」 甲斐道太郎 『書齋の窓』1983/5.6月号(NO.324)

半法社会字者の弁 甲斐道太郎 日本法社会字云云50周年記念事業から (1997)

・「法と民主主義」2002年6月号 佐の顔は何度でもヒューマニズムの法を説く 甲斐道太郎」訪ね人 佐藤むつみ 弁護士

今も胸に迫る河上先生の歌と暗黒の時代に戦争反対の勇氣

元参議院議員・弁護士 橋本敦

今年、戦後七〇年を迎えるにあたって、平和への思いはいよいよ熱い。ところが、今、安倍内閣は平和憲法を踏みじり、集団的自衛権を認めて日本を戦争する国に変えようとしている。これを許してはならぬと思うたびに、私は河上先生が昭和二〇年八月十五日終戦の日を迎えて詠んだ次の歌が心にしみる。

あなうれしともかくにも生きのびて

戦やめけるけふの日にあふ

自らの学問をまもり、大学を追われたすえに、治安維持法違反で投獄された不当な弾圧に耐えて、ようやく平和の日を迎えた河上先生ならこそ溢れる思いがし

のばれるこの歌が今、戦後七〇年を迎えて我々の胸に
せまる。

河上先生の戦争に反対する熱い思いを、戦後七〇年
の今、思いおこしたい。それは日本が侵略戦争への道
を進めていた満州事变直前の、昭和五（一九三〇）年
三月十一日の『労働農民新聞』一〇三号に寄せた河上
先生の『帝國主義戦争の話 何故無産者は戦争に反対
か』と題する論文である。

この時代、公然と戦争反対をとねえることはなんと
勇気のいることであつたであろうか。河上先生は敢然
とペンをとつてこの論文の中で次のようにのべている。
『この三月十日は日清戦争のための陸軍記念日である。
われわれはこの記念日に何を思い起こすべきである
か？（中略）一九一四、一八年の世界大戦は、たしかに
今日までのところは未曾有の世界的規模における残虐
きわまる戦争であつたが、しかし世界戦争はこれで終
りとなつたのではない。（中略）より深刻な、より残酷
な、第二次の帝國主義戦争は、現在の瞬間においても、
世界列強により絶え間なく準備されているのであり、
その爆発の危機は絶えずわれわれを脅迫している。（中
略）列強とも戦争準備のため主力を注いでいるために、

軍事に關係のある方面の技術だけが、今日ではすばら
しい勢いで發達している。このことは、一面において
は、今日の資本主義がいかに一般の生産力の發展を故
意に阻害しているかを知るための標準となると同時に
他面においては、来るべき帝國主義戦争の形容すべか
らざる惨禍を物語っているものである。（中略）この恐
るべき帝國主義戦争に反対せよ！労働者農民はあらゆる
機会に、あらゆる可能な力をあげて、この恐るべき
戦争の襲来を防止せよ！』

あの戦前、いよいよ戦争と暗黒の時代へとむかう中
で、このように近代戦争の惨禍を明確に指摘し、戦争
反対を心底から訴えた河上先生のこの勇氣と氣概に今
も深く感動するではないか。戦後七〇年にあたり、わ
れわれの河上先生をしたらう思いはいよいよ熱い。

憲法九条は平和の砦

菊地 一郎

敗戦そして父の戦死から七〇年。あの悲惨な犠牲の
うへの平和！いま何かときな臭い。

父は一九四四年六月、私が国民学校三年生のとき出征

した。母は千人針を縫い、祖母と裸足でお百度参りを
して無事を祈り、祖父は刀剣は勿論、仏壇の釣り灯籠
から燭台まで供出して武運長久を祈った。しかし、翌
年八月、敗戦直前フイリピンで戦死した。祖父は翌年
からお盆の精霊棚も簡略化し、信心深い祖母によく愚
図られていた。母は私を頭に三人の子供をもつて三〇
歳で未亡人になった。今のような農機具も農薬もない、
すべてが手作業のなか、小柄な母は休む暇もなく働き
詰めで三人を育ててくれた。

戦争は神国を護るためとの名目で、権力者と財閥に
は金もうけの手段だったかもしれないが、戦地にかり
だされた庶民にとっては堪ったものではない。わが家
は一家の大黒柱を失い、戦争の非情さ、恐ろしさは身
にしみている。

戦前、明治憲法のもとでいかに人権を無視した世界
であつたか、言論思想の弾圧で、国民はただ黙って天
皇・軍国主義権力に従わざるをえなかった。権力者は
教育を重視、徹底した軍国主義教育を進め、国民学校
に入ると「ペイタイサン ススメススメ」二年生になる
と、日本ヨイ国、世界二一ツノ神ノ国」などと教え込
んだ。私も立派な軍国少年に育っていた。その結果が

敗戦、焼け野原と三二〇万人の犠牲者をだしたのだ。
敗戦後、教科書は「いまや」と戦争はおわりました。
：戦争は人間をほろぼすことです。：そこでこんどの
憲法では、日本の国が、けつして二度と戦争をしない
ように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊
も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、
いっさいもたないということです。これからさき日本
には陸軍も海軍も空軍もないのです。：と。

安倍首相は戦中戦後の国民の苦悩と民主主義を、ど
う学んだのだろう。国会の答弁を聞いていると、空恐
ろしい。自らヤジをとばし後で訂正するなど、唯ただ
呆れるばかりだ。その首相が憲法改正を目論み、戦後
レジームからの脱却とかで秘密保護法、集団的自衛権
など解釈改憲を突き進み、教育改革の名の下に戦前の
教育復活に手をつけ始めている。

曲りなりにも戦後七〇年の平和は多くの犠牲の上に
できた憲法のお陰だ。今は何をおいてもこの平和憲法、
ことに第九条を護らなければならない。それを子孫に
引き継ぎたい。

戦争で一人の命も奪われなかった七十年

2015年2月20日 山口市在住 加藤 碩

私は、海軍省の直轄で秘密裏に建てられていた大坂府と和歌山県の県境あった川崎造船所の潜水艦工場の社員住宅で、三年間ほど幼少時を過ごしました。米軍機B29の攻撃にさらされた日々でした。和歌山市や対岸の神戸市の大空襲で、夜空が真っ赤に染まる中を防空壕に逃げたことが忘れられません。

戦争終結時は五歳でしたが、栄養失調でがりがりにやせ、幼い心に戦争の恐ろしさといもじさが焼きついた人生でした。河上肇先生の「死ぬる日と鰻頭らくに買える日と二ついづれか先きに来るらむ」の一首が、私の当時の子どもころとぴたりするのです。

広島、長崎への原爆投下をはじめ数カ月の短い日々で、おびただしい数の人々が戦争の犠牲になりました。一九六三年の厚生省（当時）の発表では、十五年にわたる侵略戦争で、日本人の軍人軍属の戦死者、民間人の国外での死者、国内の空襲などによる死者あわせて三百十万人以上とされています。またアジア、太平洋各国の日本軍国主義による侵略戦争の犠牲者は二千万人を超えるといわれています。

それだけに、一九四五年から七十年間、日本人が戦争に参加せず、一人の国民も犠牲にならず、一人も他国の人々の命を奪うことがなかったことに深い感銘を受けています。いうまでもなく「戦争放棄」を掲げた「日本国憲法」のお陰です。

今必要なことは、「日本国憲法」の崇高な理念を、世界の情勢に合わない」という勝手な理屈を付けて破壊することではなく、この理念で世界をリードする国民的な努力を尽くすことです。内閣は当然その先頭に立ち、この理念で最大限可能な外交力を発揮することだと思えます。

中近東やヨーロッパから、きな臭いニュースが伝えられるたびに、「日本国憲法」の前文と第九条を世界に発信することを切実に考える昨今です。